

令和元年 6月17日

国立大学法人一橋大学

蓼沼宏一 学長

国立大学法人一橋大学 監事

小笠原 薫 子



鶴 由 貴



平成30年度監事監査報告書

私たちは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の業務に関して監査を実施した。その結果について、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監事監査計画及び国立大学法人一橋大学監事監査規則、ならびに国立大学法人一橋大学監事監査実施基準に従い、学長、理事、監査室、その他職員と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携しながら監査手続を実施した。

具体的には、役員会及び経営協議会に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧や関係部局の幹部教職員に対する面談等によって業務の現況を把握し、財産の状況を調査した。また、監査室が行う内部監査についても、年度当初に策定した内部監査計画、ならびに内部監査計画に基づいて行う各回の内部監査についての監査実施計画及び監査報告について、監査室から説明を受けた。

会計監査人が行う監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査をしているかを検証するため、会計監査人から監査計画の説明を受け、監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしがって整備している旨の通知を受けた他、必要に応じ、期中においてその職務の執行状況についての報告及び意見交換の場を設けた。また、会計監査人から監査結果の概要説明を監事が受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討した上で、会計監査人から学長に対して行う監査報告会に出席した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

業務は、法令等に従って適正に実施されている。また、中期目標の着実な達成に向け、各関係部局が効果的かつ効率的に実施していると認める。

(2) 内部統制システムの整備及び運用状況

特に指摘すべき事項は認められない。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する行為

指摘すべき重大な事実は認められない。

(4) 事業報告

年度の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認める。

以上